

発議案第 38 号

普天間基地の撤去、辺野古新基地建設の中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 29 年 12 月 13 日

八千代市議会議長 成 田 忠 志 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	伊 原 忠
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、普天間基地の撤去、辺野古新基地建設の中止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

普天間基地の撤去、辺野古新基地建設の中止を求める意見書

昨年12月、米海兵隊普天間基地所属のMV22オスプレイが、沖縄県名護市の海岸に墜落した。今年10月11日には、同じ米海兵隊のCH53大型輸送ヘリコプターが、沖縄県東村の民有地に墜落・炎上した。一歩間違えば、住民を巻き込む大惨事になりかねない重大事故である。しかし、日本政府は、事故検分や原因究明に関与できないばかりか、米軍からの調査報告が不透明・不十分にもかかわらず、「安全が確認された」として飛行再開を容認しており、その姿勢では、「国民の安全を守る気概があるのか」（翁長沖縄県知事）などの批判が起こるのは当然である。

墜落したオスプレイやヘリコプターは普天間基地を拠点としている。米軍が発表する「機体の安全には問題ない」のであれば、「パイロットの技術的問題」になるが、いずれにせよ普天間基地は、「墜落の危険」と隣り合わせの「世界一危険な基地」であることに変わりはない。

日本政府は、普天間基地の閉鎖・撤去には、辺野古新基地建設が必要だとして、建設のための埋立て工事を強行している。新たに開始した護岸工事では、沖縄県が「申請は必要」と行政指導する岩礁破碎許可申請の手続をせずに、工事を進めるのは「無法」としか言いようがない行為である。

沖縄県民は、「普天間基地撤去」、「沖縄への新基地建設は認めない」との意思を選挙のたびに繰り返し示してきている。本年9月28日の地元沖縄紙「琉球新報」では、同紙が実施した県民世論調査で、普天間基地は「移設せず撤去」、「移設は国外か県外」として、約80%が「県内移設に反対」と報じている。沖縄県民は、日本政府と米軍の基地押しつけから沖縄を守るために、県民の「誇りと尊厳」をかけて「決して諦めない」と工事の強行に抗議しているのである。

日本政府は、沖縄の民意に応えた政治を実現し、憲法に基づく平和な日本を実現する責任が厳しく問われている。

よって、本市議会は国に対し、普天間基地の撤去、辺野古新基地建設の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

八 千 代 市 議 会

提出先

内 閣 総 理 大 臣 様

防 衛 大 臣 様